下請取引に関する実務上のポイントがわかる！
総合的な下請取引規制法の解説書！

弁護士のための 下請取引規制法の実務

業種別Q＆Aでつかむ
下請法・建設業法のポイント

［監修］鈴木 満　［編著］神奈川県弁護士会独占禁止法研究会

本書の特長

Features 01

4業種別に、下請取引の
規制対象･規制内容等を、
取引の流れに沿ってQ＆A方式で解説！

Features 02

すべてのQに「実務上の留意点」の項目を設定！
弁護士が実務において参考にすべき点を
しっかり把握できる

Features 03

製造業・情報業・サービス業・
建設業などで下請取引に
携わる実務家必携の書！

［体裁］A5判 / 468頁
［定価］4,620円
（本体：4,200円＋税10%）

DAI-ICHI HOKI 第一法規
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

下請取引の規制について、
業種ごとに項目を分け、取引段階に沿ってＱ＆Ａを整理！

目次〔抜粋〕

第1章　総　説

1　我が国における下請取引規制法の概要
2　下請法の概要
3　我が国における優越的地位濫用規制
4　フリーランスの利益保護
5　デジタルプラットフォーマーの経済力濫用規制

第2章　製造業

1　規制対象となる取引・製造委託の定義・適用範囲
2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）
3　受領段階（受領拒否、返品、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止）
4　支払段階（支払遅延・下請代金の減額・有償支給原材料代金の早期決済・割引困難な手形交付の禁止）
5　下請取引付随行為（物の購入強制・役務の利用強制、経済上の利益の提供要請の禁止）

第3章　情報業

1　規制対象となる取引・情報成果物作成委託の定義・適用範囲
2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）
3　受領段階（受領拒否、返品、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止）
4　支払段階（支払遅延・下請代金の減額・有償支給原材料代金の早期決済・割引困難な手形交付の禁止）
5　下請取引付随行為（物の購入強制・役務の利用強制、経済上の利益の提供要請の禁止）

第4章　サービス業

1　規制対象となる取引・役務提供委託の定義・適用範囲
2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）
3　受領段階（受領拒否、返品、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止）
4　支払段階（支払遅延・下請代金の減額・有償支給原材料代金の早期決済・割引困難な手形交付の禁止）
5　下請取引付随行為（物の購入強制・役務の利用強制、経済上の利益の提供要請の禁止）

第5章　建設業

1　下請法と建設業法との違い
2　建設業法により規制の対象となる下請取引
3　見積段階
4　請負工事代金の交渉段階
5　契約締結段階
6　施工中の契約変更・追加契約
7　完成工事の引渡し・検査
8　工事代金の支払
9　下請代金の立替払と債権譲渡
10　下請取引適正化への取組み

資　料

＜下請法違反チェックシート＞
下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
建設業法令遵守ガイドライン（第8版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－

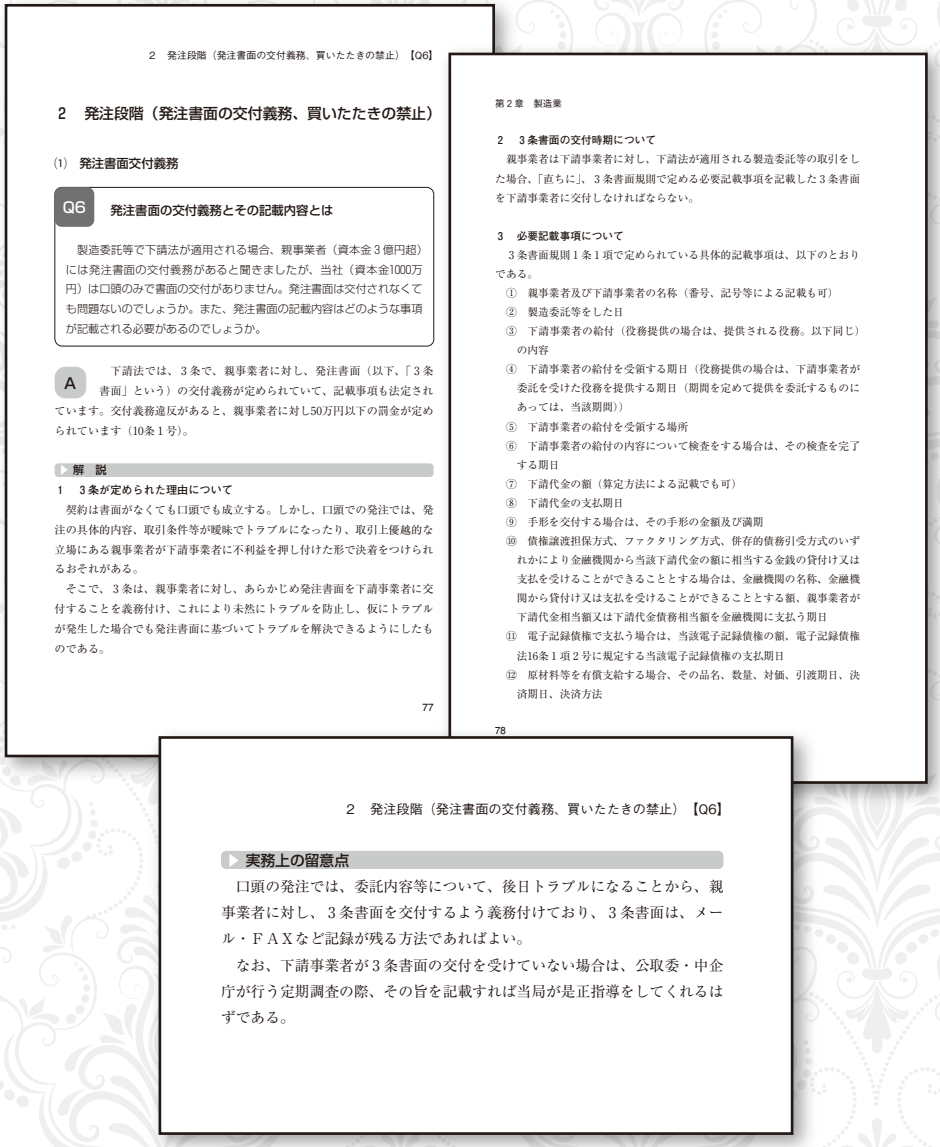

2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）【Q6】

2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）

(1)　発注書面交付義務

Q6　発注書面の交付義務とその記載内容とは

製造委託等で下請法が適用される場合、親事業者（資本金３億円超）には発注書面の交付義務があると聞きましたが、当社（資本金1000万円）は口頭のみで書面の交付がありません。発注書面は交付されなくても問題ないのでしょうか。また、発注書面の記載内容はどのような事項が記載される必要があるのでしょうか。

A　下請法では、３条で、親事業者に対し、発注書面（以下、「３条書面」という）の交付義務が定められていて、記載事項も法定されています。交付義務違反があると、親事業者に対し50万円以下の罰金が定められています（10条１号）。

▶解　説

1　３条が定められた理由について

契約は書面がなくても口頭でも成立する。しかし、口頭での発注では、発注の具体的内容、取引条件等が曖昧でトラブルになったり、取引上優越的な立場にある親事業者が下請事業者に不利益を押し付けた形で決着をつけられるおそれがある。

そこで、３条は、親事業者に対し、あらかじめ発注書面を下請事業者に交付することを義務付け、これにより未然にトラブルを防止し、仮にトラブルが発生した場合でも発注書面に基づいてトラブルを解決できるようにしたものである。

77

第２章　製造業

2　３条書面の交付時期について

親事業者は下請事業者に対し、下請法が適用される製造委託等の取引をした場合、「直ちに」、３条書面規則で定める必要記載事項を記載した３条書面を下請事業者に交付しなければならない。

3　必要記載事項について

３条書面規則１条１項で定められている具体的記載事項は、以下のとおりである。

①　親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②　製造委託等をした日
③　下請事業者の給付（役務提供の場合は、提供される役務。以下同じ）の内容
④　下請事業者の給付を受領する期日（役務提供の場合は、下請事業者が委託を受けた役務を提供する期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間））
⑤　下請事業者の給付を受領する場所
⑥　下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦　下請代金の額（算定方法による記載でも可）
⑧　下請代金の支払期日
⑨　手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期
⑩　債権譲渡担保方式、ファクタリング方式、併存的債務引受方式のいずれかにより金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、金融機関の名称、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額、親事業者が下請代金相当額又は下請代金債務相当額を金融機関に支払う期日
⑪　電子記録債権で支払う場合は、当該電子記録債権の額、電子記録債権法16条１項２号に規定する当該電子記録債権の支払期日
⑫　原材料等を有償支給する場合、その品名、数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法

78

2　発注段階（発注書面の交付義務、買いたたきの禁止）【Q6】

▶実務上の留意点

口頭の発注では、委託内容等について、後日トラブルになることから、親事業者に対し、３条書面を交付するよう義務付けており、３条書面は、メール・ＦＡＸなど記録が残る方法であればよい。

なお、下請事業者が３条書面の交付を受けていない場合は、公取委・中企庁が行う定期調査の際、その旨を記載すれば当局が是正指導をしてくれるはずである。

お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞
→　**第一法規ストア**　**検　索**　CLICK!

キ リ ト リ 線

申　込　書　〈第一法規刊〉

書　　名		価格	部数
弁護士のための下請取引規制法の実務 ～業種別Ｑ＆Ａでつかむ下請法・建設業法のポイント～	[076422]	定価4,620円（本体4,200円＋税10%）	部

＊弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。）　□代金引換により支払います。　□現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 （商品の税込価格＋送料）の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年　　月　　日

ご住所　〒　　―

事務所名　　□公用　□私用

フリガナ
ご氏名　　様　㊞　　TEL　　―　　―
E-mail　　@

お客様の個人情報の取扱いについて　お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact.html）にてご連絡ください。　フリーダイヤル　TEL.0120-203-696　FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX. 0120-302-640

書店印

弁下請取引(076422)　2022.12 AZIP